

訪問看護ステーションコミケア運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社Community Careが開設する訪問看護ステーションコミケア(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師(以下「看護師等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーション コミケア
- 2 所在地 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1065番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者1名(常勤・看護職員と兼務)
管理者は、ステーションの従業員の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護職員(保健師、看護師) 10名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- 3 作業療法士 1名(常勤1名)理学療法士 3名(常勤3名)
言語聴覚士 1名(非常勤1名)訪問看護のリハビリテーションを担当する。
- 4 事務職員 1名以上
ステーションの運営に係わる事務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。(但し、祝日、8月13日から15日、12月29日から1

- 月3日を除く。)
- 2 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。
 - 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第6条

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し健康保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護等の内容)

第8条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の支援
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア、在宅緩和ケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導・相談
- 9 服薬指導・管理
- 10 カテーテル等の管理、各種医療機器の管理(呼吸器、酸素、輸液ポンプ等)
- 11 介護者の支援
- 12 その他医師の指示による医療処置

(訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第9条

- 1 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと

し、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、その1割又は2割の額とする。尚、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費として、ステーションからの往復距離が10km未満の場合200円(税別)、10km以上20km未満の場合300円(税別)、20km以上30km未満の場合400円(税別)、30km以上の場合500円(税別)の支払いを利用者から受けることができるものとする。但し、1ヶ月あたりの上限を10,000円(税別)とする。
- 3 死後の処置料は、12,000円(税別)とする。
- 4 保険適用外の場合、自費によるサービス提供の場合
 - ・基本利用料30分 5,000円
 - ・旅費交通費 実費負担
 - ・ 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)、は日中料金の25%増、深夜(22時～6時)は日中料金の50%増。

保険外 自費サービス(税別)			
	9時～18時	早朝5時～9時 準夜18時～22時	深夜22時～5時
30分	5,000円	6,250円	7,500円
エンゼルケア	12,000円		

- 5 キャンセル料
緊急な入院などの特段の事情の場合、振替訪問を行った場合以外での私用によるキャンセルにおいては、サービス開始48時間前までは無料、24時間前までは基本料金の5割、それ以降は基本利用料の10割を実費にて請求する。
- 6 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、雲南市全区域とする。ただし管理者が認めた場合は、その他の地域においても訪問看護を実施することができる。

(緊急時等における対応方法)

第11条

- 1 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第12条

- 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等

に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第13条

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(職員の教育)

第14条

事業者は、従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 1 採用時研修 採用後3か月以内
- 2 継続研修 研修年1回以上
- 3 その他研修を適宜実施する。

(秘密の保持)

第15条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第16条

- 1 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護契約完了の日から2年間保管するものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社Community Careとステーションの管理者との協議により定めるものとする。

附則(令和5年4月1日変更)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。